

指定管理者制度 Q&A

Q 指定管理者制度って何？

A 指定管理者制度とは、多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的とするものです。

この制度が導入されたことによって、これまで公共の団体等に限定されていた公の施設の管理運営を民間事業者も含めた幅広い団体において行うことが可能となりました。

Q 「公の施設」ってどんな施設？

A 公の施設とは、法律上「住民の福祉を増進する目的をもって、住民の利用に供するため」に、地方公共団体が設ける施設とされています。

主な施設としては、地区センター、スポーツセンター、地域ケアプラザ、公園など市民の皆さんの身近な施設や横浜美術館、みなとみらいホール、横浜歴史博物館、横浜国際プール、日産スタジアムなどといった大規模な施設などがあります。

Q 指定管理者はどうやって決めるの？

A 指定管理者の選定は、行政外部の専門家を中心とした選定委員会で、応募団体から提出された書類等の審査を行い、指定管理者の候補者の選定を行います。その後、議会で指定管理者の指定に関する議決を行い、正式に指定管理者が決まります。

横浜市では、それぞれの施設にもっともふさわしい団体を指定管理者とするため、公募を基本とし、選定委員会の議事録や結果を公表するなど公正・公平・透明な選定を行っています。

Q どのくらいの施設が対象になるの？

A 指定管理者制度を導入するには、議会で施設に関する条例を改正する必要があります。また、指定管理者を指定する場合にも、議会の議決を得ることが必要となっています。

横浜市では、これまでに指定管理者制度を導入した施設は787施設となり、そのうち526施設については、指定管理者の議決が行われています。

Q これまでどおり施設を平等に利用できるの？

A 施設の管理運営にあたっては、住民の平等利用の確保や差別的取扱いの禁止が法律上、直接義務付けられています。

これに加えて、横浜市では、利用者の声を施設の管理運営に反映させるため、施設ごとに設置される「利用者会議」や「ご意見ダイヤル(045-664-1122)」などを利用することによって、市民利用施設としてふさわしい管理となるよう点検・評価を行っています。

Q 民間事業者が公の施設を使って、営利活動を行っているの？

A 指定管理者制度は、民間事業者のノウハウを活用することによって、効率的な施設管理を行い、より高いサービスをより適正なコストで提供しようとするものです。

こうしたことが実現されるのであれば、指定管理者が当該施設の管理を通じて適正な利益をあげることも認められています。

Q 指定管理者になると料金は高くなるの？

A 施設の利用料金は、条例で定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めるもので、指定管理者のみの判断で自由に定めることはできません。

また、施設の利用料については、施設を利用する方々に適正な費用の負担をお願いするもので、指定管理者制度とは直接関係ありません。

Q 施設で事故があったときの責任は？

A 施設の管理にあたって、指定管理者の行為が原因で利用者に損害が生じた場合には、指定管理者がその損害を賠償することとなります。

なお、市も施設の設置者として賠償責任を負う場合もあります。

Q 個人情報の保護はどうなっているの？

A 横浜市では、「横浜市個人情報の保護に関する条例」において、指定管理者に対し個人情報の取扱いについて条例上の義務を課すとともに、指定管理者と市の間で結ぶ協定の中でも、個人情報の適切な取扱いの遵守を明記しています。